

訓 令

埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会文書及び公印に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会文書及び公印に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会文書及び公印に関する規程（昭和四十四年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「当該決裁文書の余白に「公印使用」と記入し、認印した後、」を削り、同条第二項中「認印」を「承認」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。